

処遇改善等加算(区分3)に係る研修修了要件について  
(幼稚園・認定こども園)

令和7年(2025年)9月16日  
滋賀県子ども若者部子育て支援課

### 1 処遇改善等加算(区分3)の研修修了要件に該当する研修

(1)令和元年6月24日以降に受講した次の研修

- ア 都道府県又は市町村(教育委員会を含む。)が実施する研修
- イ 県が適当と認める幼稚園関係団体(・認定こども園関係団体・保育所関係団体)が実施する研修  
※認定こども園は( )内含む
- ウ 大学等(大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)が実施する研修
- エ その他県が適当と認める者が実施する研修
- オ 幼稚園または認定こども園が企画・実施する園内研修

(2)免許状更新講習・免許法認定講習

(3)保育士等キャリアアップ研修

### 2 修了すべき研修時間

研修分野	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60 時間以上		15 時間以上 (担当する職務分野に対応する研修含む)
うちマネジメント分野の研修	15 時間以上 <b>必須</b>	×	×
うち園内研修	15 時間以内可		4時間以内可

※ マネジメント分野の研修とは、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。

### 3 研修要件に該当する研修の個別事項

(1)都道府県又は市町村(教育委員会を含む。)が実施する研修 (1(1)ア)

- ・各園の園長は、研修の内容が趣旨に合致するか確認のうえ、修了証明を行うことを基本とする。
- ・個人が保管する研修ハンドブックや研修受講記録(参考様式)に、園長が記載し証明する。

(2)県が適当と認める関係団体、その他県が適当と認める者が実施する研修(1(1)イ)(1(1)エ)

- ・実施者は、県に対し「処遇改善等加算(区分3)に係る研修の実施主体認定申請書(様式1)」を提出し、「処遇改善等加算(区分3)に係る研修認定事務取扱要領(滋賀県)」に基づき認定を受けること。
- ・実施者および対象研修は随時県ホームページに掲載するとともに、市町を通じて各園に通知する。

(3)大学等が実施する研修(1(1)ウ)

- ・各園の園長は、研修の内容が趣旨に合致するか確認のうえ、修了証明を行うことを基本とする。
- ・個人が保管する研修ハンドブックや研修受講記録(参考様式)に、園長が記載し証明する。

(4) 幼稚園または認定こども園が企画・実施する園内研修(1(1)オ)

・園内研修を企画・実施する園は、県に対し「処遇改善等加算(区分3)に係る園内研修の実施認定申請書(様式2)」を提出し、「処遇改善等加算(区分3)に係る研修認定事務取扱要領(滋賀県)」に基づき認定を受けること。なお、職員が講師を務めるものは認めない。

・対象研修を修了すべき研修時間に含めるにあたり、処遇改善等加算(区分3)の申請時に「園内研修実施状況(様式3)」を提出すること。

(5) 免許状更新講習開設者が実施する免許状更新講習(1(2))

・下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

○免許状更新講習

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了書(履修証明書)」	書類記載の時間数
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	30 時間

○免許法認定講習(いわゆる上進講習)

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」	取得単位数×講習時間

※受講した免許状更新講習及び免許法認定講習の研修内容がマネジメント分野に該当することを県で確認できる場合は、マネジメント分野の研修を受講したものとして扱う。

・免許状更新講習に限り、受講年度は問わないものとする。

(6) 保育士等キャリアアップ研修(1(3))

・保育士等キャリアアップ研修修了証1分野につき、受講時間は15時間とする。なお、修了していない場合でも、受講した時間数を加算に係る研修の修了時間として算入することが認められる。

・他の都道府県や他の都道府県が指定した団体が実施した研修を修了した場合も該当とする。

・乳児保育分野については、幼稚園に勤務する対象者が修了すべき研修には当たらない。

・保育実践分野は専門分野別研修ではないため、処遇改善等加算(区分3)の対象者が修了すべき研修には当たらない(=研修受講要件としてカウント不可)。ただし、令和元年度までに受講したものは専門分野別研修のひとつとして取り扱うことができる。

#### 4 研修修了要件の確認方法

処遇改善等加算(区分3)の申請時に以下のものを添付すること。

(1) 研修受講履歴一覧(様式4)および別紙 ※別紙については1(1)の研修を修了した職員分のみ

(2) 園内研修実施状況(様式3) ※園内研修を対象とする場合のみ提出

(3) 保育士等キャリアアップ研修修了証の写し ※県外で受講した場合のみ

なお、必要に応じて次のような書類(写し)の提出を求めることがあるため、園および個人で適切に管理すること。

・保育士等キャリアアップ研修修了証

- ・研修実施主体の発行した修了証(幼稚園団体交付の研修ハンドブック用シール等含む)
- ・教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」又は「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」
- ・大学等が発行する「更新講習修了証(履修証明書)」
- ・大学等が発行する「学力に関する証明書」
- ・その他、研修受講履歴一覧に記載した内容の詳細を確認できる書類

## 5 その他

- ・研修時間数として休憩時間は含まないため、研修受講履歴一覧や管理簿等を記載する際は休憩時間を除いて記載すること。
- ・個人の受講が特定の分野に偏らないことが望ましい。
- ・この取扱いについては、滋賀県が加算認定自治体となっている市町(令和7年4月1日時点:大津市以外)に所在する園に適用するが、国通知やFAQにより変更になる可能性がある。